

## ～ お知らせ ～

当財団では、診療にあたり以下の取り組みを行っております。

### 生活習慣病管理料(Ⅰ)(Ⅱ)について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象となります。当診療所では個人に応じた療養計画に基づき、より詳細に治療管理を行う生活習慣病管理料を算定しております。患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導を行います。

### ニコチン依存管理料について

当財団ではニコチン依存管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っております。

### プログラム医療機器等指導管理料について

当財団では疾患の管理等のために患者様ご自身が資料するプログラム医療機器(高血圧治療補助アプリ)を用いた診療・指導を行っております。

### 明細書の発行について

医療の透明化や受診者への情報提供を積極的に推進していく観点から、使用した薬剤の名称や、検査の名称が分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても令和8年6月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。なお、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 一般名処方について

後発医薬品の使用促進、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして、お薬の商品名ではなく、有効成分を記載した処方箋を発行する場合があります。それにより、特定の医薬品が不足した場合であっても患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

### リフィル処方せんについて

患者さんの状態に応じ、28日以上調基処方及びリフィル処方せんの発行に対応しております。  
※リフィル処方せんとは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により一定期間内に最大3回まで反復利用できる院外処方箋のことです。

### 充実管理加算について

当財団では、令和8年秋頃より「充実管理加算」の算定開始を予定しております。  
医療の質の向上や医療費の抑制などを目的として、診療内容に関するデータを厚生労働省に継続的に提出していく取り組みを行います。

### 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)について

当財団では、令和8年6月より「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」の算定を開始させていただきます。  
医療現場で働くスタッフの賃金の改善を図り、より良い医療を提供するために医療スタッフの賃上げに全て充てられます。

### 電子的診療情報連携体制整備加算について

診療、治療、薬剤処方などにおける情報提供をデジタル技術による最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

当財団ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、診療情報を取得・活用することにより  
質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

ご理解ご協力のほど何卒よろしくお願い致します。

令和8年6月1日  
一般財団法人 沖縄県健康づくり財団

